労働者派遣法事業におけるマージン率の公開

2012年10月1日の改正労働法の施行により、派遣元事業主(当社)は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率)を公開いたします。

マージン率は、以下の計算式で算出されます

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

※当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。

対象期間：2023年4月1～2024年3月31日

派遣労働者数	24
派遣先事業所数	10
派遣料金の平均額(8時間換算)	¥20,353
派遣労働者の賃金平均額(8時間換算)	¥15,459
マージン率	24.0%

マージンには、法定福利費（健康保険料・厚生年金保険料・労災保険料・雇用保険料 などの会社負担分）、その他経費（教育訓練費、福利厚生費、有給休暇取得）など が含まれ ます。

待遇方式：労使協定方式
労使協定の対象となる派遣労働者の範囲：全ての派遣労働者
労使協定の有効期限：2023年4月1日～2024年3月31日

教育訓練に関する事項

■1年目（計8時間）
・新規採用訓練（共通）
・OA機器操作訓練（基礎）事務
・CAD操作訓練（基礎）機械設計
・CAD操作訓練（基礎）CADオペレーター

■2年目（計8時間）
・OA機器操作訓練（応用）事務
・CAD操作訓練（機械応用）機械設計

・CAD操作訓練（電機応用）CADオペレーター

■3年目（計8時間）
・OA機器操作訓練（実践）事務
・CAD操作訓練（機械実践）機械設計
・CAD操作訓練（電機実践）CADオペレーター

■4年目以降（計8時間）
・OA機器操作訓練（PowerPoint）事務、リーダー研修（事務）
・CAD操作訓練（機械復習）機械設計、リーダー研修（機械設計）
・CAD操作訓練（電機復習）CADオペレーター、リーダー研修（CADオペレーター）